

報告事項第 4 号

歩行者利便増進道路（ほこみち）の指定について

ほこみちの指定

制度の概要

・令和2年度の道路法改正により創設された歩行者のための賑わいを創出する道路の指定制度。

歩行者利便増進道路は、「地域を豊かにする歩行者中心の道路空間の構築」を目指すものであり、歩行者の安全かつ円滑な通行及び利便の増進を図り、快適な生活環境の確保と地域の活力にの創造に資する道路を指定するもの

・道路管理者がほこみち指定の告示を行うことにより、食事施設、休憩施設等の賑わい施設が道路占用許可特例を受けることが可能。

さらに、占用者を公募すると占用期間が5年から20年に延長となる等、道路空間の活用がしやすくなる。

★朝霞市では、市道8号線（シンボルロード区間）をほこみち指定しました。

指定日：令和6年3月18日

指定区間：本町1丁目1890番地10地先から
青葉台1丁目2番12地先まで

先行事例（自治体）

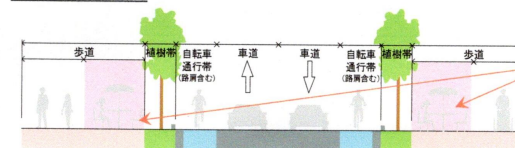
横浜市、神戸市、松本市、姫路市、草加市等



ほこみちとは

賑わいのある道路の構築のための道路の指定制度です。

制度のPoint



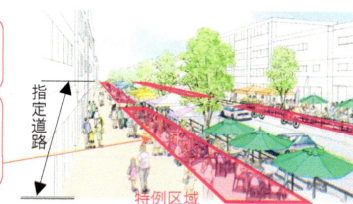
Point①
歩道等の中に“歩行者の利便増進を図る空間”を定めることが可能

Point②

特例区域では道路空間の活用を柔軟に許可

Point③

道路空間を活用する者の公募による選定が可能
その場合、最長20年の占用が可能



位置図

